

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1132 (1144 、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	全部	申請手続等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成21年経済産業省令第59号) 情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号及び第三号の規定に基づき、情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号に規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同項第三号に規定する経済産業大臣が告示で定める問題を定める件(平成21年経済産業省告示第302号) 情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目の一部を改正する告示(平成21年経済産業省告示第303号)	平成22年10月1日施行 (措置済)	経済産業省
1205 (1214 、 1221)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	一部	車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。	道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について (平成22年9月30日国道交第47号)	平成22年10月1日施行 (措置済)	国土交通省